

事業の概況（フィデアホールディングス）

業績の概況（連結）

（経営環境）

当中間連結会計期間における我が国経済は、企業の業況判断は概ね横ばいとなったものの、個人消費や設備投資に持ち直しの動きがみられ、公共投資が堅調に推移するなど、概ね緩やかな回復の動きが続きました。

また、当社グループの主たる営業エリアである東北地方の経済においては、住宅投資に弱い動きがみられるものの、設備投資が増加し、個人消費と雇用環境を中心に緩やかな持ち直しの動きが続きました。

（業績）

このような状況の中で、当中間連結会計期間の経営成績のうち、連結経常収益は、貸出金利息及び預け金利息など資金運用収益を中心に前年同期比11億34百万円（4.4%）増加し264億93百万円となりました。連結経常費用は、預金利息など資金調達費用を中心に前年同期比4億40百万円（1.8%）増加し245億27百万円となりました。これらの結果、連結経常利益は前年同期比6億93百万円（54.5%）増加し19億65百万円、親会社株主に帰属する中間純利益は前年同期比11億95百万円（167.2%）増加し19億10百万円となりました。

また、当社グループの中核的企業である子銀行2行の単体の経営成績は以下のとおりとなりました。荘内銀行においては、経常収益は前年同期比12億93百万円（11.0%）増加の130億15百万円、経常利益は前年同期比2億91百万円（24.9%）増加の14億59百万円、中間純利益は前年同期比6億7百万円（107.2%）増加の11億73百万円となりました。北都銀行においては、経常収益は前年同期比2億30百万円（1.9%）減少の112億96百万円、経常利益は前年同期比3億1百万円（133.8%）増加の5億26百万円、中間純利益は前年同期比4億43百万円（162.0%）増加の7億16百万円となりました。

当社グループ連結の主要勘定は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人預金及び法人預金を中心に前年度末比28億円減少し2兆6,889億円となりました。貸出金残高は、住宅ローンを中心に前年度末比90億円減少し1兆9,045億円となりました。有価証券残高は、前年度末比832億円減少し4,826億円となりました。

また、荘内銀行においては、譲渡性預金を含む預金等残高は前年度末比201億円減少し1兆3,072億円、貸出金残高は前年度末比151億円増加し9,890億円、有価証券残高は前年度末比425億円減少し2,727億円となりました。北都銀行においては、譲渡性預金を含む預金等残高は前年度末比181億円増加し1兆3,876億円、貸出金残高は前年度末比238億円減少し9,340億円、有価証券残高は前年度末比406億円減少し、2,097億円となりました。

（キャッシュ・フロー）

当中間連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、資金運用による収入及び預け金の減少などにより290億40百万円の収入（前年同期比289億17百万円の増加）となりました。投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却及び償還が取得を上回ったことなどから917億67百万円の収入（前年同期比552億78百万円の増加）となりました。また、財務活動によるキャッシュ・フローは配当金の支払及びリース債務の返済を中心に9億1百万円の支出（前年同期比80百万円の支出の減少）となりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、当中間連結会計期間において1,199億6百万円増加し、4,281億22百万円となりました。

当中間連結財務諸表（中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書）は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

主要な経営指標等の推移（連結）

(単位：百万円)

	2023年度 中間連結会計期間	2024年度 中間連結会計期間	2025年度 中間連結会計期間	2023年度	2024年度
連結経常収益	22,525	25,359	26,493	49,944	53,138
連結経常利益	1,521	1,272	1,965	3,568	4,209
親会社株主に帰属する中間純利益	870	715	1,910	—	—
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	1,178	2,816
連結中間包括利益	△8,011	△5,274	8,160	—	—
連結包括利益	—	—	—	△3,489	△6,962
連結純資産額	81,987	79,763	84,938	85,824	77,396
連結総資産額	3,051,039	3,059,970	2,922,500	3,060,664	2,921,972
連結自己資本比率（国内基準）	8.99%	9.07%	10.03%	9.07%	9.49%

(注) 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国内基準を採用しております。

中間連結財務諸表

中間連結財務諸表

❖中間連結貸借対照表

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (2024年9月30日)	当中間連結会計期間末 (2025年9月30日)
■資産の部		
現金預け金	339,972	429,325
買入金銭債権	3,700	3,777
商品有価証券	746	603
金銭の信託	50,677	39,918
有価証券	688,261	482,610
貸出金	1,903,877	1,904,543
外国為替	1,487	1,319
リース債権及びリース投資資産	9,325	10,012
その他資産	26,265	16,896
有形固定資産	20,183	19,266
無形固定資産	1,466	1,525
退職給付に係る資産	2,567	3,136
繰延税金資産	5,293	3,817
支払承諾見返	19,325	18,067
貸倒引当金	△13,181	△12,320
資産の部合計	3,059,970	2,922,500
■負債の部		
預金	2,704,480	2,652,034
譲渡性預金	57,059	36,867
債券貸借取引受入担保金	64,288	—
借入金	103,300	98,500
外国為替	41	34
その他負債	30,303	30,557
退職給付に係る負債	509	571
睡眠預金払戻損失引当金	5	0
偶発損失引当金	498	523
繰延税金負債	14	21
再評価に係る繰延税金負債	380	384
支払承諾	19,325	18,067
負債の部合計	2,980,207	2,837,561
■純資産の部		
資本金	18,000	18,000
資本剰余金	18,172	18,171
利益剰余金	57,706	60,381
自己株式	△175	△120
株主資本合計	93,702	96,433
その他有価証券評価差額金	△16,513	△18,604
繰延ヘッジ損益	366	4,665
土地再評価差額金	861	834
退職給付に係る調整累計額	1,193	1,429
その他の包括利益累計額合計	△14,091	△11,674
非支配株主持分	152	180
純資産の部合計	79,763	84,938
負債及び純資産の部合計	3,059,970	2,922,500

❖中間連結損益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
経常収益	25,359	26,493
資金運用収益	14,434	17,271
（うち貸出金利息）	(10,236)	(12,344)
（うち有価証券利息配当金）	(3,932)	(3,973)
役務取引等収益	4,551	3,870
その他業務収益	3,438	2,641
その他経常収益	2,935	2,709
経常費用	24,087	24,527
資金調達費用	1,008	2,844
（うち預金利息）	(411)	(2,328)
役務取引等費用	1,586	1,547
その他業務費用	6,103	5,925
営業経費	11,824	12,005
その他経常費用	3,565	2,204
経常利益	1,272	1,965
特別利益	1	0
固定資産処分益	1	0
特別損失	163	371
固定資産処分損	88	193
減損損失	74	178
税金等調整前中間純利益	1,111	1,594
法人税、住民税及び事業税	744	136
法人税等調整額	△346	△464
法人税等合計	398	△327
中間純利益	712	1,922
非支配株主に帰属する中間純利益又は 非支配株主に帰属する中間純損失(△)	△2	11
親会社株主に帰属する中間純利益	715	1,910

❖中間連結包括利益計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
中間純利益	712	1,922
その他の包括利益	△5,987	6,238
その他有価証券評価差額金	△5,845	4,816
繰延ヘッジ損益	△46	1,442
退職給付に係る調整額	△95	△21
中間包括利益	△5,274	8,160
(内訳)		
親会社株主に係る中間包括利益	△5,272	8,143
非支配株主に係る中間包括利益	△2	17

◆中間連結株主資本等変動計算書

前中間連結会計期間 (2024年4月1日から2024年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	18,167	57,665	△63	93,769
当中間期変動額					
剰余金の配当			△678		△678
親会社株主に帰属する中間純利益			715		715
自己株式の取得				△165	△165
自己株式の処分		4		53	57
土地再評価差額金の取崩			4		4
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	4	41	△111	△66
当中間期末残高	18,000	18,172	57,706	△175	93,702

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	
当期首残高	△10,668	413	866	1,288	△8,099	155	85,824
当中間期変動額							
剰余金の配当							△678
親会社株主に帰属する中間純利益							715
自己株式の取得							△165
自己株式の処分							57
土地再評価差額金の取崩							4
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	△5,845	△46	△4	△95	△5,992	△2	△5,994
当中間期変動額合計	△5,845	△46	△4	△95	△5,992	△2	△6,060
当中間期末残高	△16,513	366	861	1,193	△14,091	152	79,763

当中間連結会計期間 (2025年4月1日から2025年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,000	18,172	59,147	△178	95,140
当中間期変動額					
剰余金の配当			△675		△675
親会社株主に帰属する中間純利益			1,910		1,910
自己株式の取得				△3	△3
自己株式の処分		△0		61	61
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)					
当中間期変動額合計	—	△0	1,234	57	1,292
当中間期末残高	18,000	18,171	60,381	△120	96,433

	その他の包括利益累計額						純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	
当期首残高	△23,415	3,222	834	1,451	△17,906	162	77,396
当中間期変動額							
剰余金の配当							△675
親会社株主に帰属する中間純利益							1,910
自己株式の取得							△3
自己株式の処分							61
株主資本以外の項目の 当中間期変動額 (純額)	4,811	1,442	—	△21	6,232	17	6,249
当中間期変動額合計	4,811	1,442	—	△21	6,232	17	7,542
当中間期末残高	△18,604	4,665	834	1,429	△11,674	180	84,938

中間連結財務諸表

❖中間連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (2024年4月1日から 2024年9月30日まで)	当中間連結会計期間 (2025年4月1日から 2025年9月30日まで)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前中間純利益	1,111	1,594
減価償却費	913	803
減損損失	74	178
貸倒引当金の増減(△)	△498	△556
役員賞与引当金の増減額(△は減少)	△42	△40
退職給付に係る資産の増減額(△は増加)	△106	△48
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	7	60
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△16	△9
偶発損失引当金の増減(△)	69	16
資金運用収益	△14,434	△17,271
資金調達費用	1,008	2,844
有価証券関係損益(△)	674	2,032
金銭の信託の運用損益(△は運用益)	206	△312
為替差損益(△は益)	4	—
固定資産処分損益(△は益)	86	192
貸出金の純増(△)減	△36,844	9,030
預金の純増減(△)	△8,760	△18,909
譲渡性預金の純増減(△)	7,305	16,022
商品有価証券の純増(△)減	2	50
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	15,600	△4,800
預け金(日銀預け金を除く)の純増(△)減	1,993	7,277
コールローン等の純増(△)減	131	51
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	△24,480	—
外国為替(資産)の純増(△)減	△229	△97
外国為替(負債)の純増減(△)	1	5
リース債権及びリース投資資産の増減額(△は増加)	△768	△474
資金運用による収入	14,521	17,075
資金調達による支出	△847	△2,310
その他	43,816	16,477
小計	498	28,883
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△375	156
営業活動によるキャッシュ・フロー	122	29,040
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△173,235	△76,642
有価証券の売却による収入	124,625	107,518
有価証券の償還による収入	84,427	61,231
金銭の信託の増加による支出	—	△1,000
金銭の信託の減少による収入	1,000	1,500
有形固定資産の取得による支出	△249	△402
有形固定資産の売却による収入	25	41
無形固定資産の取得による支出	△104	△479
投資活動によるキャッシュ・フロー	36,488	91,767
財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出	△139	△223
配当金の支払額	△677	△674
自己株式の取得による支出	△165	△3
自己株式の売却による収入	0	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△982	△901
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4	—
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	35,625	119,906
現金及び現金同等物の期首残高	302,525	308,216
現金及び現金同等物の中間期末残高	338,150	428,122

(当中間連結会計期間)

注記事項

(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社 7社
株式会社荘内銀行
株式会社北都銀行
フィデアカード株式会社
フィデアリース株式会社
株式会社フィデア情報総研
フィデアエナジー株式会社
株式会社フィデアキャピタル
- (2) 非連結子会社 6社
荘銀あぐり応援ファンド投資事業有限責任組合
荘銀地域協奏ファンド投資事業組合
北都成長応援ファンド投資事業組合
フィデア地方創生ファンド投資事業組合
フィデア企業成長支援ファンド投資事業有限責任組合
フィデア地方創生ファンド第2号投資事業有限責任組合
非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結子会社
該当事項はありません。
- (2) 持分法適用の関連会社
該当事項はありません。
- (3) 持分法非適用の非連結子会社 6社
荘銀あぐり応援ファンド投資事業有限責任組合
荘銀地域協奏ファンド投資事業組合
北都成長応援ファンド投資事業組合
フィデア地方創生ファンド投資事業組合
フィデア企業成長支援ファンド投資事業有限責任組合
フィデア地方創生ファンド第2号投資事業有限責任組合
持分法非適用の非連結子会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。
- (4) 持分法非適用の関連会社 1社
株式会社庄交コーポレーション
持分法非適用の関連会社は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除外しております。

3. 連結子会社の中間決算日等に関する事項

連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。
9月末日 7社

4. 会計方針に関する事項

- (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）により行っております。
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他の有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については、移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他の有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- (4) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産（リース資産を除く）
当社及び連結子会社の有形固定資産は、定額法を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建 物：5年～50年
その他：4年～20年
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社及び主要な連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

① 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、原則、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。

なお、株式会社北都銀行及び一部の連結子会社における破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は13,555百万円であります。

② 現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額（以下、「非保全額」という。）のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。具体的には、

(イ) 非保全額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

(ロ) 上記の債務者に係る債権のうち、非保全額が一定額以上の債務者に係る債権については、上記(イ)で算定した予想損失額に基づく貸倒引当金の十分性を個別に検証し、必要に応じて、債務者の財政状態に基づき合理的に見積もられた回収可能額を非保全額から控除した残額を計上しております。

③ 貸出条件緩和債権等を有する債務者に係る債権については、今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

④ 上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

⑤ その他の連結子会社の貸倒引当金については貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施した上で、資産査定部署より独立した資産監査部署で査定結果を監査しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込み額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に係る信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来発生する可能性のある負担金支払見積額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年～13年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生時の翌連結会計年度から損益処理

なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間連結会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法をういた簡便法を適用しております。

中間連結財務諸表

- (10) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務は、預金・貸出業務、為替業務、証券関連業務、代理業務、保護預り・貸金庫業務等の各種サービスの提供であります。
A T M利用手数料や口座振替手数料（預金・貸出業務）、国内外の送金手数料（為替業務）、公社債引受手数料（証券関連業務）は、投資信託や保険の販売手数料（代理業務）等については取引が発生又は関連サービスが提供された時点において履行義務を充足するものとして収益を認識しております。また、貸金庫手数料（保護預り・貸金庫業務）等、関連サービスが提供される期間にわたって履行義務を充足するものについては、当該期間にわたって収益を認識しております。
- (11) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準
連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの間接決算日等の為替相場による円換算額を付しております。
外貨建その他有価証券のうち債券に係る換算差額について、外国通貨による時価の変動を評価差額として処理し、それ以外を外国為替売買損益（「その他業務収益」又は「その他業務費用」）として処理しております。
- (12) 重要なヘッジ会計の方法
(イ) 金利リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。その他有価証券に区分している固定金利の債券の相場変動を相殺するヘッジにおいては、同一種類毎にヘッジ対象を識別し、金利スワップ取引をヘッジ手段として指定しております。ヘッジ対象とヘッジ手段に関する重要な条件がほぼ同一となるようなヘッジ指定を行っているため、高い有効性があるとみなしており、これをもって有効性の判定に代えております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。
- (ロ) 為替変動リスク・ヘッジ
銀行業を営む連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
また、外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして時価ヘッジを適用しております。
- (13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (14) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続
(イ) 投資信託の解約・償還に伴う損益について、期中収益分配金等を含めた投資信託全体で益の場合は「有価証券利息配当金」に計上し、損の場合は国債等債券償還損（「その他業務費用」）に計上しております。
(ロ) 当社の取締役（社外取締役及び監査委員を除く）及び執行役員並びに銀行業を営む連結子会社の取締役（社外取締役及び監査等委員を除く）及び執行役員に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用は、付与日における当社株式の時価で測定しております。また、費用処理については、対象勤務期間にわたって人件費（「営業経費」）に計上しております。

(中間連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社及び関連会社の株式の総額は、150百万円、出資金の総額は、1,071百万円であります。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、中間連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は質貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	7,707百万円
危険債権額	30,258百万円
三月以上延滞債権額	一百万円
貸出条件緩和債権額	1,148百万円
合計額	39,114百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,102百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	99,371百万円
担保資産に対応する債務	
借入金	98,500百万円
上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券91,674百万円、現金預け金14百万円、その他資産302百万円を差し入れております。	
また、その他資産には保証金772百万円が含まれております。	

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は292,885百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が269,996百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が行い申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社荘内銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年9月30日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める土地課税台帳に登録されている価格に基づいて、（奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例等による補正等）合理的な調整を行って算出する方法及び同条第5号に定める不動産鑑定士による鑑定評価によって算出する方法を併用しております。

7. 有形固定資産の減価償却累計額

28,926百万円

8. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は36,547百万円あります。

(中間連結損益計算書関係)

1. 営業経費には、給料・手当5,204百万円、業務委託費1,360百万円、退職給付費用149百万円を含んでおります。
2. その他経常費用には、貸倒引当金繰入額492百万円、株式等売却損988百万円を含んでおります。
3. 減損損失は次のとおりであります。

区分	地域	主な用途	種類	減損損失
稼働資産	山形県内	営業店舗3カ所	建物	57百万円
稼働資産	宮城県内	営業店舗1カ所	建物	9百万円
共用資産	秋田県内	共用資産1カ所	土地	87百万円
売却予定	山形県内	共用資産1カ所	土地及び建物	10百万円
売却予定	秋田県内	共用資産2カ所	土地及び建物	13百万円
合計				178百万円

営業活動から生ずる損益の減少によるキャッシュ・フローの低下や遊休状態、売却方針の決定等となった上記資産について、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額178百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

銀行業を営む連結子会社の営業店舗については、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位、同一建物内で複数店舗が営業している営業店グループは当該グループ単位）でグルーピングを行っております。また、遊休資産や売却予定資産は、各資産を最小の単位としております。本部、事務センター等については、複数の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としております。

当社及び銀行業以外の連結子会社は、原則として各社単位でグルーピングを行っております。

当該資産グループの回収可能額は、正味売却価額により測定しており、不動産鑑定評価額や路線価等の市場価格を適切に反映している価額から処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項
(単位：千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	18,142	—	—	18,142	
合計	18,142	—	—	18,142	
自己株式					
普通株式	118	2	41	80 (注) 1,2	
合計	118	2	41	80	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加株式数は、単元未満株式買取請求によるもの2千株及び譲渡制限付株式の無償取得によるもの0千株であります。

2. 普通株式の自己株式の減少株式数は、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

- (1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年5月15日 取締役会	普通株式	675	37.50	2025年3月31日	2025年6月3日

- (2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年11月14日 取締役会	普通株式	677	利益剰余金	37.50	2025年9月30日	2025年12月1日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

現金預け金勘定	429,325百万円
預け金 (日銀預け金を除く)	△1,202百万円
現金及び現金同等物	428,122百万円

(リース取引関係)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース資産の内容

・有形固定資産

主として車両及び事務機器であります。

2. リース資産の減価償却の方法

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の時価等に関する事項

中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照。また、現金預け金、買入金銭債権、外国為替（資産・負債）、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：百万円)

	中間連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券 売買目的有価証券	603	603	—
(2) 金銭の信託	39,918	39,918	—
(3) 有価証券 (*1) その他有価証券	476,901	476,901	—
(4) 貸出金 貸倒引当金 (*2)	1,904,543 △11,986		
	1,892,556	1,859,674	△32,882
資産計	2,409,981	2,377,098	△32,882
(1) 預金	2,652,034	2,651,767	△266
(2) 譲渡性預金	36,867	36,867	—
(3) 借入金	98,500	98,500	—
負債計	2,787,401	2,787,134	△266
デリバティブ取引 (*3) ヘッジ会計が適用されていないもの	(295)	(295)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	6,616	6,616	—
デリバティブ取引計	6,321	6,321	—

(*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。なお、第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は該当ありません。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

- (注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間連結会計期間
非上場株式 (*1) (*2)	1,551
組合出資金 (*3)	4,157

(*1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

(*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。

(*3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしてありません。

中間連結財務諸表

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	39,918	—	39,918
有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	—	603	—	603
その他有価証券				
国債・地方債等	85,911	120,574	—	206,485
社債	—	65,912	36,118	102,030
株式	18,130	—	—	18,130
外国証券	12,775	14,958	—	27,734
投資信託	28,874	89,231	—	118,105
デリバティブ取引				
金利関連	—	6,616	—	6,616
通貨関連	—	6	—	6
株式関連	8	—	—	8
資産計	145,699	337,822	36,118	519,640
デリバティブ取引				
通貨関連	—	279	—	279
株式関連	30	—	—	30
負債計	30	279	—	310

(*) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日)第24-3項及び第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額は4,415百万円であり、

第24-9項の取扱いを適用した投資信託の中間連結貸借対照表計上額はありせん。

(2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
貸出金	—	260,597	1,599,077	1,859,674
資産計	—	260,597	1,599,077	1,859,674
預金	—	2,651,767	—	2,651,767
譲渡性預金	—	36,867	—	36,867
借入金	—	98,500	—	98,500
負債計	—	2,787,134	—	2,787,134

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資産

金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている金融商品については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

売買目的有価証券及びその他有価証券

売買目的有価証券及びその他有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、国債利回り、期限前返済率、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定にあたり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

貸出金

貸出金のうち、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限る等の特性により返済期限を設けていないものについては、返済見込期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を信用格付ごとの信用スプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。また、変動金利によるものは、内部格付、期間に基づく区分ごとに、原則として金利満期までの元利金の合計額を信用格付毎の信用スプレッド及び市場金利で割り引いて時価を算定しております。

なお、信用スプレッドは信用格付ごとの累積デフォルト率、ロス率を基に残存期間帯別に計算しております。

貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価としております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いた現在価値により時価を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際の店頭表示基準利率を用いております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

借入金

借入金の時価は、期間に基づく区分毎に、元利金の合計額を市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、残存期間が短期間(1年以内)のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法やオプション価格計算モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であり、また、取引相手の信用リスク及び当行自身の信用リスクに基づく価格調整を行っております。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利スワップ取引、為替予約取引等が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しております。

(注2) 時価で中間連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券				
その他有価証券				
社債				
私募債	現在価値技法	倒産確率 回収率	0.05%—100.00% 0.00%—15.02%	1.03% 14.92%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

(単位：百万円)

有価証券	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替(*2)	レベル3の時価からの振替(*3)	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上(*1)					
有価証券								
其他有価証券								
社債								
私募債	38,053	-	△31	△1,902	-	-	36,118	-

(*1) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

(*2) レベル2の時価からレベル3の時価への振替であり、該当事項はありません。

(*3) レベル3の時価からレベル2の時価への振替であり、該当事項はありません。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当社グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、独立した評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベル分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率、回収率であります。なお、倒産確率の著しい増加（減少）は、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることになり、回収率の著しい増加（減少）は、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。一般に、倒産確率に関して用いている仮定の変化は、回収率に関して用いている仮定の逆方向への変化を伴います。

(注3) 第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなす取扱いを適用することとした額	投資信託の基準価額を時価とみなす取扱いを適用しないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち中間連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上(*1)	その他の包括利益に計上(*2)					
4,099	△5	415	△100	-	-	4,415	-

(*1) 中間連結損益計算書の「資金運用収益」の「有価証券利息配当金」に含まれております。

(*2) 中間連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

中間連結決算日における解約又は買戻請求に関する制限の内容ごとの内訳

(単位：百万円)

解約又は買戻請求に関する制限の主な内容	中間連結貸借対照表計上額
解約に際し、1カ月超前に事前通告が必要となる	4,415

(有価証券関係)

*中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券

該当事項はありません。

2. その他有価証券

	種類	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	13,084	7,854	5,229
	債券	11,358	11,268	90
	国債	1,016	1,005	10
	地方債	2,441	2,418	23
	社債	7,900	7,843	56
	その他	79,604	71,182	8,421
	小計	104,046	90,305	13,741
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	5,045	5,287	△241
	債券	297,158	326,068	△28,910
	国債	84,894	95,173	△10,279
	地方債	118,133	128,644	△10,511
	社債	94,130	102,250	△8,119
	その他	70,738	75,678	△4,940
	小計	372,942	407,035	△34,093
合計		476,988	497,340	△20,352

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金等を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、次のとおり定めております。

- 時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合。
- 時価が取得原価に比べて30%以上50%未満下落した場合について、発行会社の財務内容や一定期間の時価の推移等を勘案し、当社グループが制定した基準に該当した場合。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託

該当事項はありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

該当事項はありません。

(その他有価証券評価差額金)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△20,352
その他有価証券	△20,352
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産(又は(△)繰延税金負債)	1,767
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△18,584
(△)非支配株主持分相当額	△19
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	△18,604

(デリバティブ取引関係)

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

- 金利関連取引
該当事項はありません。
- 通貨関連取引

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	為替予約	27,203	-	△274	△274
	売建	1,737	-	1	1
	買建	-	-	-	-
合計		28,940	-	△273	△273

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

中間連結財務諸表

(3) 株式関連取引

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	株価指数先物 売建	6,735	—	△21	8
合 計		—	—	△21	8

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。
- (5) 商品関連取引
該当事項はありません。
- (6) クレジット・デリバティブ取引
該当事項はありません。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時 価 (百万円)
原則的処理 方法	金利スワップ 受取変動・ 支払固定	その他有価証 券(国債)	134,340	129,158	6,616
合 計		—	—	—	6,616

(注) 主として「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき、繰延ヘッジによっております。

- (2) 通貨関連取引
該当事項はありません。
- (3) 株式関連取引
該当事項はありません。
- (4) 債券関連取引
該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

譲渡制限付株式報酬制度

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

	当中間連結会計期間
人件費(「営業経費」)	29百万円

2. 譲渡制限付株式報酬の内容

	2025年7月付与
付与対象者の 区分及び人数	当社の取締役 2名(注)1 当社の執行役員 10名 当社子銀行の取締役 10名(注)2 当社子銀行の執行役員 16名
付与された株式の 種類及び数	当社普通株式 41,200株
付与日	2025年7月14日
勤務対象期間	当社及び当社子銀行の2025年開催定時株主総会から 2026年開催予定の定時株主総会までの期間
譲渡制限期間	当社株式の処分日である2025年8月13日から当社の取締 役及び執行役員並びに当社子銀行の取締役及び執行役員のい ずれの地位からも退任する日までの期間
譲渡制限解除条件	当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、 最初に到来する当社の定時株主総会の開催日(割当対象者 が当社子銀行の取締役又は執行役員の場合には、当該子銀 行の定時株主総会の開催日)まで継続して、当社の取締役 若しくは執行役員又は当社子銀行の取締役若しくは執行役員 のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時 点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割 当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、 割当対象者が、当社報酬委員会(割当対象者が当社子 銀行の取締役又は執行役員の場合には、当該子銀行の取締 役会)が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始 日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前 日(割当対象者が当社子銀行の取締役又は執行役員の場合 には、当該子銀行の定時株主総会の開催日の前日)までに 当社の取締役及び執行役員並びに当社子銀行の取締役及び執 行役員のいずれの地位からも退任した場合には、2025年 7月から割当対象者が当社の取締役及び執行役員並びに当社 子銀行の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任し た日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点に おいて割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数 (ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、 これを切り捨てるものとする。)の本割当株式につき、当 該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除 するものといたします。
付与日における 公正な評価単価	1,490円

- (注) 1. 社外取締役及び監査委員を除く。
2. 社外取締役及び監査等委員を除く。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

役員取引等収益	3,608百万円
預金・貸出業務	908百万円
為替業務	702百万円
証券関連業務	9百万円
代理業務	1,273百万円
保護預り・貸金庫業務	25百万円
その他業務	689百万円
その他経常収益	737百万円
顧客との契約から生じる経常収益	4,345百万円
上記以外の経常収益(注)	22,147百万円
経常収益	26,492百万円

(注) 主に、企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」の範囲に含まれる金融商品に係る取引及び企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれるリース取引並びに金融商品の組成又は取得に際して受け取る手数料が含まれております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額
1株当たり純資産額 4,692円68銭
(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。
純資産の部の合計額 84,938百万円
純資産の部の合計額から控除する金額 180百万円
(うち非支配株主持分) 180百万円
普通株式に係る中間期末の純資産額 84,758百万円
1株当たり純資産額の算定に用いられた中間期末
の普通株式の数 18,061千株

2. 1株当たり中間純利益及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益	105.94円
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する中間純利益	1,910百万円
普通株主に帰属しない金額	－百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する中間純利益	1,910百万円
普通株式の期中平均株式数	18,033千株

(注) なお、「潜在株式調整後1株当たり中間純利益」については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

連結情報

❖連結セグメント情報

前中間連結会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当中間連結会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社グループは、銀行業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

❖リスク管理債権及び金融再生法開示債権(連結)

(単位：百万円、%)

	2024年9月30日		2025年9月30日	
	残 高	総与信に占める割合	残 高	総与信に占める割合
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	9,190	0.39	7,707	0.33
危険債権	28,750	1.21	30,258	1.29
要管理債権	1,107	0.04	1,148	0.05
三月以上延滞債権	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	1,107	0.04	1,148	0.05
合計	39,048	1.64	39,114	1.67
正常債権	2,333,591	98.36	2,301,388	98.33
総与信（末残）	2,372,640	100.00	2,340,502	100.00

※部分直接償却を実施しております。

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

❖自己資本の充実の状況（連結）

銀行法施行規則（昭和57年大蔵省令第10号）第19条の2第1項第5号二等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（自己資本比率規制の第3の柱（市場規律））として、当中間期（2025年4月1日から2025年9月30日まで）及び前中間期（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の開示事項を、以下のとおり、開示しております。

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「持株自己資本比率告示」又は「告示」という。）に定められた算式に基づき、算出しております。

また、国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法（注）を採用しております。

（注）標準的手法とは、あらかじめ監督当局が設定したリスク・ウェイトを使用して信用リスク・アセットを算出する手法のことです。

なお、2025年3月期よりバーゼルⅢ最終化改正を適用していることから、前中間期分は改正前、当中間期分は改正後の告示に基づき記載しております。

❖自己資本の構成に関する開示事項（連結）

自己資本の構成及び自己資本比率（連結）

（単位：百万円、%）

項目	2024年9月30日	2025年9月30日
コア資本に係る基礎項目（1）		
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株主資本の額	93,026	95,755
うち資本金及び資本剰余金の額	36,172	36,171
うち利益剰余金の額	57,706	60,381
うち自己株式の額（△）	175	120
うち社外流出予定額（△）	675	677
うち上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額	1,193	1,429
うち為替換算調整勘定	—	—
うち退職給付に係るものの額	1,193	1,429
普通株式又は強制転換条項付優先株式に係る株式引受権及び新株予約権の合計額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	4,153	4,344
うち一般貸倒引当金コア資本算入額	4,153	4,344
うち適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧非累積的永久優先株の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうちコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうちコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	98,373	101,530
コア資本に係る調整項目（2）		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	1,018	1,045
うちのれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うちのれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,018	1,045
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	70	109
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	1,785	2,149
自己保有普通株式等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	0	0
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通株式等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うちその他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うちモーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うちその他金融機関等の対象普通株式等に該当するものに関連するものの額	—	—
うちモーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	2,875	3,304
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	95,498	98,225
リスク・アセット等（3）		
信用リスク・アセットの額の合計額	986,163	907,439
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	65,687	71,647
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	1,051,850	979,087
連結自己資本比率		
連結自己資本比率（（ハ）／（ニ））	9.07	10.03

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

❖定量的な開示項目（連結）

1. その他金融機関等（持株自己資本比率告示第18条第6項第1号に規定するその他金融機関等をいう。）であって銀行持株会社の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称、所要自己資本を下回った額の総額

該当事項はありません。

2. 自己資本の充実度に関する事項

（2024年9月期）

イ. 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

（単位：百万円）

項 目	2024年9月30日	
	リスク・アセット	所要自己資本
【オン・バランス項目】		
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	162	6
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	8,282	331
10. 地方三公社向け	21	0
11. 金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	14,727	589
12. 法人等向け	385,752	15,430
13. 中小企業等向け及び個人向け	257,221	10,288
14. 抵当権付住宅ローン	47,109	1,884
15. 不動産取得等事業向け	109,015	4,360
16. 三月以上延滞等	2,092	83
17. 取立未済手形	25	1
18. 信用保証協会等による保証付	8,088	323
19. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
20. 出資等	21,832	873
（うち出資等のエクスポージャー）	21,832	873
（うち重要な出資のエクスポージャー）	—	—
21. 上記以外	36,416	1,456
（うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）	—	—
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	17,069	682
（うち上記以外のエクスポージャー等）	19,346	773
22. 証券化（オリジネーターの場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
23. 証券化（オリジネーター以外の場合）	—	—
（うち再証券化）	—	—
24. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算	62,621	2,504
（うちルック・スルー方式）	62,621	2,504
（うちマンドレート方式）	—	—
（うち蓋然性方式250%）	—	—
（うち蓋然性方式400%）	—	—
（うちフォールバック方式）	—	—
25. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
オン・バランス計 (A)	953,369	38,134
【オフ・バランス項目】		
1. 原契約期間が1年以下のコミットメント	667	26
2. 短期の貿易関連偶発債務	—	—
3. 特定の取引に係る偶発債務	4,996	199
4. 原契約期間が1年超のコミットメント	14,268	570
5. 信用供与に直接的に代替する偶発債務	8,055	322
6. 先物購入、先渡預金、部分払込株式又は部分払込債券	—	—
7. 有価証券の貸付、現金若しくは有価証券による担保の提供又は有価証券の買戻条件付売却若しくは売戻条件付購入	1,439	57
8. 派生商品取引	2,025	81
9. 上記以外のオフ・バランスの証券化エクスポージャー	—	—
オフ・バランス計 (B)	31,453	1,258
【CVAリスク相当額】（簡便的リスク測定方式）(C)	1,199	47
【中央清算機関関連エクスポージャー】(D)	140	5
合計 (A) + (B) + (C) + (D)	986,163	39,446

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

ロ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

	2024年9月30日
オペレーショナル・リスク（基礎的手法）	2,627

ハ. 連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2024年9月30日
連結総所要自己資本額	42,074

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

(2025年9月期)

イ. 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額

(単位：百万円)

項目	2025年9月30日	
	リスク・アセット	所要自己資本
【オン・バランス及びオフ・バランス項目】		
1. 現金	—	—
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	112	4
4. 国際決済銀行等向け	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	—	—
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	7,716	308
10. 地方三公社向け	28	1
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け (うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け)	12,935 7,870	517 314
12. カバード・ボンド向け	—	—
13. 法人等向け (特定貸付債権向けを含む。) (うち特定貸付債権向け)	419,953 91,388	16,798 3,655
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け (うちトランザクター向け)	106,369 —	4,254 —
15. 不動産関連向け (うち自己居住用不動産等向け) (うち賃貸用不動産向け) (うち事業用不動産関連向け) (うちその他不動産関連向け) (うちADC向け)	213,832 189,676 20,112 1,654 2,388 —	8,553 7,587 804 66 95 —
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	1,027	41
17. 延滞等向け (自己居住用不動産等向けを除く。)	16,990	679
18. 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	1,741	69
19. 取立未済手形	22	0
20. 信用保証協会等による保証付	8,129	325
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—
22. 株式等	26,047	1,041
23. 上記以外 (うち重要な出資のエクスポージャー) (うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通株式等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー) (うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー (国内基準行に限る。)) (うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー (国内基準行に限る。)) (その他外部TLAC関連調達手段のうちTier2資本に係る調整項目の額及び自己保有その他外部TLAC関連調達手段の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー (国際統一基準行に限る。)) (うち右記以外のエクスポージャー)	37,194 — — 18,262 — 678 — 18,253	1,487 — — 730 — 27 — 730
24. 証券化	—	—
25. 再証券化	—	—
26. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算 (うちルック・スルー方式) (うちマンドート方式) (うち蓋然性方式250%) (うち蓋然性方式400%) (うちフォールバック方式)	51,273 51,273 — — — —	2,050 2,050 — — — —
27. 未決済取引	—	—
28. 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—
オン・バランス及びオフ・バランス計 (A)	903,376	36,135
【CVAリスク】 (B)	3,782	151
(うち限定的なBA-CVA)	—	—
(うち完全なBA-CVA)	—	—
(うちSA-CVA)	—	—
(うち簡便法)	3,782	151
【中央清算機関関連エクスポージャー】 (C)	280	11
合計 (A) + (B) + (C)	907,439	36,297

(注) 所要自己資本額 = リスク・アセット × 4%

ロ. オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額等

(単位：百万円)

	2025年9月30日
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	71,647
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	2,865
BIの額	47,765
BICの額	5,731

(注) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用するILMは、告示第284条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

ハ. 連結リスク・アセットの合計額及び連結総所要自己資本額

(単位：百万円)

	2025年9月30日
連結リスク・アセットの合計額	979,087
連結総所要自己資本額	39,163

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

3. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び延滞エクスポージャーの中間期末残高及び主な種類別の内訳

(単位：百万円)

	2024年9月30日					2025年9月30日				
	信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高					信用リスクに関するエクスポージャーの中間期末残高				
	うち貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	うち債券	うちデリバティブ取引	三月以上延滞エクスポージャー	うち貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	うち債券	うちデリバティブ取引	うち延滞エクスポージャー		
国内計	2,930,566	2,011,717	442,170	3,863	4,362	2,822,381	1,971,415	337,969	8,682	24,091
国外計	20,723	-	19,605	88	-	28,725	-	27,571	203	-
地域別合計	2,951,289	2,011,717	461,775	3,952	4,362	2,851,106	1,971,415	365,540	8,886	24,091
製造業	142,805	122,403	7,601	2	557	133,690	115,990	7,157	0	6,200
農業、林業	4,046	3,396	427	-	-	4,177	3,551	436	-	77
漁業	81	81	-	-	34	95	60	-	-	34
鉱業、採石業、砂利採取業	2,604	1,943	200	-	10	1,803	1,299	200	-	31
建設業	88,475	74,593	11,655	-	194	82,111	68,529	11,114	-	1,341
電気・ガス・熱供給・水道業	128,449	127,730	100	4	4	129,597	128,857	80	2	8
情報通信業	7,495	5,140	250	-	-	9,889	7,184	250	-	68
運輸業、郵便業	25,024	16,133	7,393	-	5	22,543	15,460	5,518	-	216
卸売業、小売業	108,767	99,243	6,931	-	416	107,025	96,956	7,631	-	2,204
金融業、保険業	722,028	415,226	57,556	3,944	-	768,372	404,080	46,030	8,883	404
不動産業、物品賃貸業	138,375	134,572	2,858	-	277	143,884	140,326	2,824	-	3,470
学術研究、専門・技術サービス業	15,616	15,149	-	-	-	13,720	13,240	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業	18,993	18,054	780	-	206	16,352	15,318	730	-	1,291
生活関連サービス業、娯楽業	18,443	13,974	3,691	-	897	16,155	12,069	3,188	-	968
教育、学習支援業	3,676	3,580	-	-	-	3,812	3,730	-	-	21
医療、福祉	54,009	51,985	672	-	231	48,763	46,570	646	-	1,935
その他のサービス	44,479	37,003	4,650	-	310	39,676	32,017	4,539	-	2,685
地方公共団体	594,057	433,629	159,962	-	-	590,676	456,231	133,481	-	-
その他	833,857	437,873	197,043	-	1,215	718,757	409,939	141,712	-	3,132
業種別合計	2,951,289	2,011,717	461,775	3,952	4,362	2,851,106	1,971,415	365,540	8,886	24,091
1年以下	246,927	206,049	30,512	3,952		260,859	214,909	28,046	8,886	
1年超3年以下	199,672	158,945	38,653	-		200,268	169,318	28,555	-	
3年超5年以下	244,175	200,688	38,133	-		281,593	240,329	35,164	-	
5年超7年以下	297,324	215,577	78,611	-		223,087	171,170	49,109	-	
7年超10年以下	308,465	237,112	70,330	-		276,834	234,359	41,536	-	
10年超	1,112,634	906,057	205,534	-		1,068,192	883,661	183,128	-	
期間の定めのないもの	542,089	87,286	-	-		540,269	57,666	-	-	
残存期間別合計	2,951,289	2,011,717	461,775	3,952		2,851,106	1,971,415	365,540	8,886	

(注) 1. 「三月以上延滞エクスポージャー」は、元本又は利息の支払いが3ヶ月以上延滞しているものを記載しております。

2. 「延滞エクスポージャー」は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則」第4条に定められた「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」又は「要管理債権」として査定すべき事由等が生じたものを記載しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の中間期末残高及び期中増減額

(単位：百万円)

	2024年9月期			2025年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	当中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	当中間期末残高
一般貸倒引当金	4,052	△397	3,655	3,398	423	3,821
個別貸倒引当金	9,626	△100	9,526	9,477	△979	8,498
特定海外債権引当勘定	—	—	—	—	—	—
合計	13,679	△498	13,181	12,876	△556	12,320

ハ. 個別貸倒引当金の地域別、業種別内訳

(単位：百万円)

	2024年9月期			2025年9月期		
	期首残高	当中間期増減額	当中間期末残高	期首残高	当中間期増減額	当中間期末残高
国内計	9,626	△100	9,526	9,477	△979	8,498
国外計	—	—	—	—	—	—
地域別合計	9,626	△100	9,526	9,477	△979	8,498
製造業	1,700	322	2,022	2,815	△578	2,237
農業、林業	79	△42	37	34	△2	31
漁業	13	1	14	16	△1	14
鉱業、採石業、砂利採取業	6	△0	6	6	1	8
建設業	811	6	818	653	△149	504
電気・ガス・熱供給・水道業	1,322	△433	888	534	△534	—
情報通信業	56	△0	55	55	△0	55
運輸業、郵便業	145	0	146	175	△134	41
卸売業、小売業	990	△40	949	883	△118	764
金融業、保険業	20	△5	15	2	△0	1
不動産業、物品賃貸業	1,120	△61	1,058	534	2	537
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—
宿泊業、飲食サービス業	174	△41	133	351	4	356
生活関連サービス業、娯楽業	504	△13	490	628	△211	417
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—
医療・福祉	234	71	305	375	348	723
その他のサービス	1,191	80	1,272	1,191	292	1,483
地方公共団体	—	—	—	—	—	—
その他	1,254	56	1,310	1,217	102	1,319
業種別合計	9,626	△100	9,526	9,477	△979	8,498

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

二. 業種別の貸出金償却の額

(単位：百万円)

	2024年9月期	2025年9月期
製造業	—	—
農業、林業	—	—
漁業	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—
建設業	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—
情報通信業	—	—
運輸業、郵便業	—	—
卸売業、小売業	—	—
金融業、保険業	—	—
不動産業、物品賃貸業	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—
宿泊業、飲食サービス業	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—
教育、学習支援業	—	—
医療・福祉	—	—
その他のサービス	—	—
地方公共団体	—	—
その他	2	1
業種別合計	2	1

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーについて、リスク・ウェイトの区分ごとの信用リスク削減手法の効果を勘案した後の残高並びに持株自己資本比率告示第57条の5第2項第2号、第155条の2第2項第2号及び第226条（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）並びに第226条の4第1項第1号及び第2号（持株自己資本比率告示第103条及び第105条において準用する場合に限る。）の規定により1,250パーセントのリスク・ウェイトが適用されるエクスポージャーの額

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2024年9月30日	
	格付あり	格付なし
0%	78,805	1,216,932
10%	—	166,056
20%	122,578	—
30%	—	—
35%	—	134,599
40%	—	—
50%	64,659	395
60%	—	—
70%	—	—
75%	—	340,831
100%	14,612	512,091
120%	—	—
150%	—	661
200%	—	—
250%	—	6,827
350%	—	—
1,250%	—	—
その他	—	—
合計	280,656	2,378,397

へ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

項目	2025年9月30日					
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCF・信用リスク削減効果適用後 エクスポージャー		信用リスク・ アセットの額	リスク・ウェイトの 加重平均値
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
1. 現金	34,674	—	34,674	—	—	0%
2. 我が国の中央政府及び中央銀行向け	490,040	50,388	494,747	50,388	—	0%
3. 外国の中央政府及び中央銀行向け	13,312	—	13,312	—	112	1%
4. 国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
5. 我が国の地方公共団体向け	586,357	43,198	584,980	4,319	—	0%
6. 外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
7. 国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
8. 地方公共団体金融機構向け	1,902	—	—	—	—	—
9. 我が国の政府関係機関向け	79,967	26	77,162	2	7,716	10%
10. 地方三公社向け	143	—	143	—	28	20%
11. 金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	319,108	174,723	30,962	13,271	12,935	29%
（うち第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け）	15,098	135,963	14,798	10,185	7,870	32%
12. カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
13. 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	529,304	183,162	514,104	25,972	419,953	78%
（うち特定貸付債権向け）	79,870	18,895	79,870	8,137	91,388	104%
14. 中堅中小企業等向け及び個人向け	150,349	105,777	139,241	4,746	106,369	74%
（うちトランザクター向け）	—	—	—	—	—	—
15. 不動産関連向け	357,436	771	356,106	327	213,832	60%
（うち自己居住用不動産等向け）	327,535	—	326,466	—	189,676	58%
（うち賃貸用不動産向け）	24,521	—	24,396	—	20,112	82%
（うち事業用不動産関連向け）	1,296	740	1,294	296	1,654	104%
（うちその他不動産関連向け）	4,083	31	3,949	31	2,388	60%
（うちADC向け）	—	—	—	—	—	—
16. 劣後債権及びその他資本性証券等	1,033	—	1,027	—	1,027	100%
17. 延滞等向け（自己居住用不動産等向けを 除く。）	14,115	825	13,791	325	16,990	120%
18. 自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	1,744	—	1,741	—	1,741	100%
19. 取立未済手形	114	—	114	—	22	20%
20. 信用保証協会等による保証付	134,996	6,335	149,562	633	8,129	5%
21. 株式会社地域経済活性化支援機構等による 保証付	—	—	—	—	—	—
22. 株式等	26,047	—	26,047	—	26,047	100%
合計	2,740,648	565,208	2,437,719	99,988	814,908	32%

(注) 1. 「リスク・ウェイトの加重平均値」は、「信用リスク・アセットの額」を「CCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャー」の「オン・バランスの額」と「オフ・バランスの額」の合計額で除して算出しております。

2. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年9月期については記載しておりません。

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

ト. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオ区分ごと並びにリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位: 百万円)

項目	2025年9月30日															
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)															
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計									
日本国政府及び日本銀行向け	545,135	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	545,135				
外国の中央政府及び中央銀行向け	13,312	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13,312				
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-				
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計								
我が国の地方公共団体向け	589,300	-	-	-	-	-	-	589,300								
外国の中央政府等以外の公共部門向け	-	-	-	-	-	-	-	-								
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-	-	-								
我が国の政府関係機関向け	-	77,165	-	-	-	-	-	77,165								
地方三公社向け	143	-	-	-	-	-	-	143								
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計								
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-	-	-								
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計							
金融機関、第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	12,556	26,897	346	4,432	-	-	-	-	44,234							
うち第一種金融商品取引業者及び保険会社向け	5,125	15,266	300	4,291	-	-	-	-	24,983							
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計							
カバード・ボンド向け	-	-	-	-	-	-	-	-	-							
	0%	10%	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計				
法人等向け (特定貸付債権向けを含む。)	14	1,349	62,271	76,521	8,775	44,518	171,246	134,428	40,950	-	-	540,077				
うち特定貸付債権向け	-	-	-	-	-	44,518	-	2,537	40,950	-	-	88,007				
	100%	150%	250%	400%	その他	合計										
劣後債権及びその他資本性証券等	1,027	-	-	-	-	1,027										
株式等	26,047	-	-	-	-	26,047										
	0%	10%	20%	45%	50%	75%	100%	150%	その他	合計						
中堅中小企業等向け及び個人向け	2,887	-	3,434	-	2,846	122,189	12,629	0	-	143,987						
	10%	20%	25%	30%	31.25%	37.5%	40%	50%	62.5%	70%	75%	その他	合計			
不動産関連向け うち自己居住用不動産等向け	38	18,993	10,570	32,118	241	642	21,741	34,433	348	167,142	40,194	-	326,466			
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計				
不動産関連向け うち賃貸用不動産向け	3,111	1,008	130	2,594	275	2,123	2,134	79	10,912	2,025	-	24,396				
	70%	90%	110%	150%	その他	合計										
不動産関連向け うち事業用不動産関連向け	391	280	621	296	-	1,590										
	60%	その他	合計													
不動産関連向け うちその他不動産関連向け	3,981	-	3,981													
	100%	150%	その他	合計												
不動産関連向け うちADC向け	-	-	-	-												
	50%	100%	150%	その他	合計											
延滞等(自己居住用不動産等向けエクスポージャーを除く。)	1,041	6,286	6,788	-	14,116											
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	-	1,741	-	-	1,741											
	0%	10%	20%	その他	合計											
現金	34,674	-	-	-	34,674											
取立未済手形	-	-	114	-	114											
信用保証協会等による保証付	68,900	81,295	-	-	150,195											
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	-	-	-	-	-											

(注) 最終化されたパーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年9月期については記載していません。

チ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのリスク・ウェイト区分ごとの内訳

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	2025年9月30日			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値	CCF・信用リスク 削減効果適用後 エクスポージャー
	オン・バランスの額	オフ・バランスの額		
40%未満	1,798,491	283,356	24.62%	1,586,179
40%～70%	320,222	14,491	8.22%	318,352
75%	179,353	102,766	5.24%	173,293
80%	44,518	—	—	44,518
85%	167,696	41,025	14.93%	171,246
90%～100%	176,081	104,496	9.87%	182,520
105%～130%	45,274	17,995	40.21%	52,485
150%	9,009	1,076	30.32%	9,110
250%	—	—	—	—
400%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2,740,648	565,208	17.76%	2,537,707

(注) 1. 「CCFの加重平均値」は、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法勘案前のオフ・バランス資産項目の額を、CCF適用前及び信用リスク削減手法勘案前のオフ・バランス資産項目の額で除して算出しております。

2. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、2024年9月期については記載しておりません。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

標準的手法が適用されるポートフォリオについて、適格金融資産担保及び保証による信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

	2024年9月30日	2025年9月30日
適格金融資産担保合計	359,282	291,613
適格保証・適格クレジットデリバティブ合計	172,285	176,419

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

イ. 与信相当額の算出に用いる方法

派生商品取引の与信相当額は、カレント・エクスポージャー方式により算出しております。

ロ. 派生商品取引のグロス再構築コスト

(単位：百万円)

	2024年9月30日	2025年9月30日
外国為替関連取引	211	6
金利関連取引	1,592	6,616
株式関連取引	1	8
債券関連取引	0	—
合計	1,805	6,631

ハ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額

(単位：百万円)

	2024年9月30日	2025年9月30日
派生商品取引	10,099	15,349
外国為替関連取引	399	298
金利関連取引	9,698	15,050
株式関連取引	1	8
債券関連取引	0	—
合計	10,099	15,357

ニ. ロ. に掲げる合計額及びグロスのアドオンの合計額からハ. に掲げる額を差し引いた額

ロ. における開示内容と同様であります。

自己資本比率規制の第3の柱に基づく開示事項

ホ. 担保の種類別の額

該当事項はありません。

ヘ. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額

ハ. における開示内容と同様であります。

ト. 与信相当額算出の対象となるクレジットデリバティブの想定元本をクレジットデリバティブの種類別、かつ、プロテクションの購入又は提供の別に区分した額

該当事項はありません。

チ. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジットデリバティブの想定元本額

該当事項はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. 持株会社グループがオリジネーターである場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

ロ. 持株会社グループが投資家である場合における信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

ハ. 持株会社グループがオリジネーターである場合におけるマーケット・リスク相当額の算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項はありません。

7. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 中間連結貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	2024年9月30日		2025年9月30日	
	中間連結貸借対照表計上額	時価	中間連結貸借対照表計上額	時価
上場している出資等又は株式等エクスポージャー	56,429		47,004	
上記に該当しない出資等又は株式等エクスポージャー	1,736		1,551	
合計	58,166	58,166	48,555	48,555

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	2024年9月期	2025年9月期
売却及び償却に伴う損益	1,496	746
売却益	3,064	2,182
売却損	1,552	1,436
償却	14	0

ハ. 中間連結貸借対照表で認識され、かつ、中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	2024年9月期	2025年9月期
その他有価証券	3,383	6,838

ニ. 中間連結貸借対照表及び中間連結損益計算書で認識されない評価損益の額

該当事項はありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算又は信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	2024年9月30日	2025年9月30日
ロック・スルー方式	242,653	198,859
マンドート方式	—	—
蓋然性方式 (250%)	—	—
蓋然性方式 (400%)	—	—
フォールバック方式	—	—
合計	242,653	198,859

- (注) 1. 「ロック・スルー方式」とは、ファンド内の個々の組入資産のリスク・アセットを合算する方式です。
 2. 「マンドート方式」とは、ファンドの運用基準に基づき、ファンド内の組入資産構成を保守的に仮定し、個々の資産のリスク・アセットを合算する方式です。
 3. 「蓋然性方式 (250%)」とは、ファンド内の組入資産の加重平均リスク・ウェイトが250%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合に限り、リスク・ウェイト250%を適用する方式です。
 4. 「蓋然性方式 (400%)」とは、ファンド内の組入資産の加重平均リスク・ウェイトが400%を下回る蓋然性が高いことを疎明できる場合に限り、リスク・ウェイト400%を適用する方式です。
 5. 「フォールバック方式」とは、上記のいずれの方式も適用できない場合に、1,250%のリスク・ウェイトを適用する方式です。

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク		イ		ロ		ハ		ニ	
項番		△EVE		△NII					
		当中間期末	前中間期末	当中間期末	前中間期末				
1	上方パラレルシフト	8,814	9,463	12,893	13,723				
2	下方パラレルシフト	28,893	36,304	4,522	3,562				
3	スティープ化	3,143	3,188						
4	フラット化								
5	短期金利上昇								
6	短期金利低下								
7	最大値	28,893	36,304	12,893	13,723				
		ホ		ヘ					
		当中間期末		前中間期末					
8	自己資本の額	98,225		95,498					